

平成28年第1回臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成28年2月5日（金曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	2月5日 10時00分 島袋義範議長宣言			
閉 会	2月5日 11時43分 島袋義範議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	島 袋 義 範 議 員	7	渡久地 政 雄 議 員
	2	島 袋 勉 議 員	8	亀 里 敏 郎 議 員
	3	山 城 善 彦 議 員	9	知 念 一 邦 議 員
	5	内 間 広 樹 議 員	10	名 嘉 實 議 員
	6	仲宗根 清 夫 議 員	11	内 田 竹 保 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島田勝雄君 主 査 知念一史君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	内 間 常 喜 君
	建 設 課 長	並 里 晴 男 君	教 育 行 政 課 長	大 城 強 君
	農 林 水 産 課 長	知 念 吉 久 君	会 計 管 理 者	知 念 弘 和 君
	農 林 水 産 課 参 事	宮 里 政 喜 君	公 営 企 業 課 長	西 江 正 君
	福 祉 課 長	金 城 和 廣 君	商 工 観 光 課 長	東 江 民 雄 君
	医 療 保 健 課 長	亀 里 裕 治 君	政 策 調 整 室 長	宮 城 弘 和 君
	住 民 課 長	西 江 忍 君	総 務 課 長 補 佐	山 城 直 也 君
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成28年第1回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

平成28年2月5日（金）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名（2番 島袋 勉・3番 山城善彦）
第2		会期決定の件
第3		議長の諸般の報告
第4		村長の行政報告
第5	承認第1号	専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて
第6	議案第1号	多目的屋内運動場備品購入（スポーツ備品）の契約について
第7	議案第2号	伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第8	議案第3号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第9	議案第4号	伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第10	議案第5号	平成27年度伊江村一般会計補正予算（第7号）
第11	議案第6号	平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算（第5号）
第12	議案第7号	平成27年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第13	議案第8号	平成27年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）
第14	議案第9号	平成27年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第2号）
第15	意見書第1号	米軍艦船伊江港入港に関する意見書（案）
第16	決議第1号	米軍艦船伊江港入港に関する抗議決議（案）
第17		閉会中の議員派遣について

○ 議長 島袋 義範 君

ただいまから、平成28年第1回伊江村議会臨時会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって2番 島袋 勉議員、3番 山城善彦議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告が、お手元に配りました写しのとおり提出されています。

次に、私の主な出張について報告をします。

12月21日、沖縄県防衛協会北部支部懇親会が名護市のホテルゆがふいで開催され出席いたしました。

1月8日、沖縄県立離島児童生徒支援センター落成式が那覇市東町に設置されました支援センターで開催され出席いたしました。

1月13日、平成28年JAおきなわ北部地区新春の集いが、JAファーマーズマーケットやんばる市場で開催され出席いたしました。

1月19日、北部振興シンポジウムが名桜大学多目的ホールで開催され出席いたしました。

1月26日から29日まで、防衛省及び各省庁表敬訪問を村長、建設課長、政策調整室長と共に行ってきました。

1月29日、米軍艦船の伊江港入港に対する抗議及び再発防止要請のため、沖縄防衛局長へ村長、政策調整室長と共に行ってまいりました。

2月2日から4日まで、全国離島振興市町村議会議長会理事会及び総会・研修会が、東京の全国町村議員会館で開催され、出席いたしました。総会は県内から5市町村の議長、局長が参加しております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

おはようございます。平成28年第1回伊江村議会臨時会を招集しましたところ、全議員の出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは行政報告を行います。

1点目、人権擁護委員への感謝状贈呈並びに委嘱状伝達式について、報告をいたします。村の人権擁護委員として、人権相談や普及啓発活動に御尽力をいただきました東江好機さんと、玉城静子さんが、平成28年1月1日に任期満了を迎え、2期6年間にわたる活動に法務大臣から感謝状が送られております。お二人のこれまでの御尽力に対し、心から感謝とお礼を申し上げます。また今回、新任の内間慶弘さん、知念レイ子さんに法務局名護支局長から法務大臣の委嘱状が伝達をされております。村の人権擁護委員は、玉城美知代さんを含め、3人となっております。人権擁護委員の皆さんの今後の人権相談や地域の皆さんの人権に対する普及、啓発活動に御尽力をいただきますよう、お願いを申し上げる次第であります。

2点目、村区長会の視察研修についてでございます。2年に一度実施の伊江村区長会の視察研修に総務課長と担当職員を同行させ、1月26日から29日の日程で無事終えております。今回は愛媛県の松山市消防局、高知県梶原町役場、高知県馬路農協を視察したと聞いております。松山市においては、自主防災組織が確立した先進地で、梶原町は人口が3,900人と本村よりも少ないものの、地域資源をいかした小さな拠点づくり、取り組みが地方創生の優良事例として、常に取り上げられている地域であります。また、馬路村農協はゆずを使った特産品開発で、全国から注目を集め、人口900人の村に年間6万人が訪れ、ゆず商品は年間30億円を超える地域であります。3カ所を訪ね、今回の研修が非常に実りある有意義な研修であったとの報告を受けております。

次に3点目、米軍陸軍所属LCU2009揚陸艇の伊江港入港に関してでございます。海兵隊及び陸軍合同野営訓練に伴う伊江港への軍船の出入港については、米陸軍LCU2009汎用揚陸艇の出入港に関する経緯として、事の詳細をとりまとめ、皆さんのお手元に配付してありますので、後ほどごらんいただきたいと思えます。また、先ほど議長の諸般の報告にもありましたとおり、1月29日に議長とともに、沖縄防衛局を訪ね、今回の訓練により村民の生活航路であるフェリーの出航が遅れるなど、村民生活に支障が出たことは、まことに遺憾であり、その抗議と再発防止、今回使用したLCU2009汎用揚陸艇については、今後はしないでこれまでどおり民間のバージ船での訓練等の物資機材等を搬送すること。3点目に、伊江港から訓練場までの人員の移動は、歩行による行軍ではなく、車両により移動すること。出入港届にある、時間より早く軍船が伊江港に入港したとの情報もあり、その事実確認、以上の4つの事項について、米軍に強く申し入れるよう、井上防衛局長に要請を行っております。井上防衛局長においても、村の申し入れについては、米軍へ速やかに申し入れをすることであり、今後防衛局からの通知、連絡とあわせて、その推移を見ながら引き続き対応をしてまいりたいと考えております。さらには2月3日には、同様の事ごとについて、現地伊江島分遣隊を訪ね、ラモス隊長にも申し入れを行っております。

次4点目、平成28年度村職員候補者選考試験を実施し、教養試験、小論文の一次試験と、面接の2次試験を経て、一般行政職4名、保育士3名、保健師1名、理学療法士1名の計9名の採用候補者を内定いたしました。内定者名簿については、資料として議員の手元に配付してありますので、後ほどごらんいただきたいと思えます。

5点目、私を含め、職員の県外出張等について、報告をいたします。初めに1月6日に8日、防衛省地方協力局主催の防衛省補助事業で整備した、農業施設等の有効活用の優秀事例発表会に、事例発表の依頼があり、副村長と畜産担当を派遣し、伊江村肉用牛集出荷施設、家畜市場の取り組みについて、発表をさせていただきます。

次に、1月26日から1月29日にかけて、私が出張しておりますが、1月26日に東京で開催をされましたB&G全国首長教育長サミットに海洋センター、万寿所長とともに出席をいたしました。本村の伊江海洋センターは、今回も特Aの表彰を受けているところであります。今後もさらなる利用率の向上に務め、村民の健康づくり、体力増進に取り組んでまいりたいと思えます。

さらには翌1月27日には防衛省、1月28日は農林水産省、内閣府を島袋議長、宮城政策調整室長、並里建設課長とともに訪問をし、これまでの事業等についての、御協力、御支援にお礼を申し上げますとともに、今後のさらなる協力御支援をお願いしてまいりました。

最後に、建設事業の執行状況報告について、報告をさせていただきます。12月定例議会後の建設事業の執行状況は、お手元に配付した資料のとおりでございます。業務委託8件、工事2件、備品購入3件、合計13件を執行しておりますので、後ほど確認をお願いしたいと思います。

以上で、行政報告を終わります。

○ 議長 島袋 義範 君

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第5 承認第1号 専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

承認第1号 専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての、提案理由を申し上げます。

これにつきましては、ここに提案理由の表記のとおり、平成27年12月18日の総務省自治税務局通達により、個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、伊江村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要がありますが、同条例の改正について個人番号法施行令に定める施行日が、平成28年1月1日であることと、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年12月28日に専決処分をした事項について、承認を求めるものでございます。

なお、詳細については、担当の住民課長をもって説明をさせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

それでは一番後ろのほうへ添付してあります新旧対照表をもちまして、御説明申し上げます。

第1条のうち、第51条第2項第1号の規定につきましては、村民税の減免に関する規定をしております。次の139条の2、第2項第1号につきましては、特別土地保有税の減免において、減免に関する事項を規定しておりますが、その減免を申請する際に、住所、氏名、個人番号、または法人番号の記載を必要としておりましたが、今回の専決処分におきまして、個人番号法の利用取扱いが見直されたことがありますので、この個人番号法、あるいは法人番号法の記載を削除する規定を専決処分いたしております。

施行日といたしまして、公布の日から施行いたしておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○ 議長 島袋 義範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

確定申告の際の申告書にもそれを書かなくてもいいということですよ。1点。

個人番号カードを、これをつくったのは今、何名いますか。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

まず1点目に、確定申告時に個人番号等の記入が必要かという部分でございますが、これにつきましては、申告の際には個人番号の記載が必要になります。

それと2点目の個人番号カードをつくった方は何名おりますかということですが、個人番号の申請をされた方が1月25日時点で166件申請がございます。これはJ-LISからの報告で166件の申請がされておまして、現在村内において、村民に交付した枚数は2月4日時点で1件でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

確定申告時の件についてですが、名護民主商工会が国税局にこれを問いただしたところ、書かなくてもいいという返事があったそうですが、どうですか。もう一度。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

名嘉議員お説の国税局が記載しないでもいいという報告等、すみません。ちょっとまた情報が入っておりますので、これは後ほど確認させて回答させていただきたいと思います。

○ 議長 島袋 義範 君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています承認第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第1号 専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第1号 専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第1号 多目的屋内運動場備品購入（スポーツ備品）の契約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

議案第1号 多目的屋内運動場備品購入（スポーツ備品）の契約についての提案理由を御説明申し上げます。

まず契約金額、1,142万6,400円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が84万6,400円）。

契約の相手方、宜野湾市我如古3丁目15-27、株式会社ミュージアム、代表取締役 亀里博文と契約をしていきたいと考えております。なお今回のこのスポーツ備品の購入については、平成28年4月から供用開始を予定しております多目的屋内運動場において使用するスポーツ備品の購入となっております。今回購入した備品の内訳につきましては、議員のお手元に資料として野球、ソフトボール用備品、テニス用備品、フットサル用備品、ゲートボール用備品、そしてその他備品として35の備品を購入する契約ということになっております。

以上で提案理由とさせていただきます。

○ 議長 島袋 義範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根 清夫 議員

今回、入札が前までごまみも入れて5社あったみたいなんですが、4社に変わっているんですが、これは担

当の関係かどうか、ちょっと前まで5社あったはずだが、4社でいいのかどうか。その辺は3社以上だったかと思うんですが、製品の精度といいますか。その辺が大丈夫かと気になるんですが、4社になった理由です。ちょっとわかればお願いしたいんですが。

○ 議長 島袋 義範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城 弘和 君

仲宗根清夫議員のただいまの御質問にお答えいたします。

今回4社で入札してございますが、この4社につきましては、スポーツ備品を取り扱う業者4社ということで選定してございます。

今回はこの通常は3社以上の業者で入札は成立するものでございますけれども、今回は先ほど申し上げましたとおり、4社のスポーツ備品を取り扱っている業者を選定したということでございます。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

資料の中で、ゲートボール場用備品とあるんですが、その中でゲートボールフェンス、防水ターポリンとあるんですが、前回、議員の研修の中で、恩納村の赤間球場でグランドゴルフやったんですが、その中でもちょっと感じたことで、ゲートボールやる場合、今現在、計画で6面やるんですが、ゲートボールというのは、アウトというんですか。ボールを出すところがあるんですが、相手コートに入る可能性が多々あるんですよ。そういった場合の備品等もこの中に入っているのかどうか。ちょっとお伺いします。

○ 議長 島袋 義範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城 弘和 君

島袋議員の御質疑にお答えしたいと思います。ただいまの御質疑のゲートボールフェンスというのが、コート間を仕切る高さ30センチのフェンスということで、相手コートというか、プレー中に隣りのコートにボールが入らないようにというフェンスということでございますので、ただいま御質疑のプレー中に隣りのコートにボールがいかないというような仕切りをするフェンスということで、御理解いただきたいと思えます。

○ 議長 島袋 義範 君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第1号 多目的屋内運動場備品購入（スポーツ備品）の契約についてを採決いたします。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第1号 多目的屋内運動場備品購入（スポーツ備品）の契約については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由を説明求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

それでは議案第2号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

国の人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告に基づきまして、本条例の一部を改正する必要があるために、改正条例を提案するものでございます。

議案第2号の一番最後のページをちょっとお開きいただきたいんですが、資料が添付してあります。平成27年度伊江村の給与改定イメージ図というのがあると思いますが、よろしいでしょうか。そのイメージ図の右上のほうの枠の中です。今回の国・県の勧告のポイントがございまして、まず1点目に、月例給の公民較差(0.21%)を解消するための引上げ。そして2点目には、期末・勤勉手当(ボーナス)は、民間の支給割合を踏まえ、0.1月分引き上げるというもので、今回の勧告のポイントになっております。

なお、条例の改正の中身につきましては、総務課長、担当課長から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

それでは私のほうから、改正内容について、御説明をさせていただきます。

まず、今回の改正の手法におきまして、従前のおり2段ロケット方式によりました。この2段ロケット方式と申しますのは、1つの条例の一部改正を、2条以上に分けまして行うものでございます。同一の条例につき、1条における改正が溶け込んだ形のものをさらに改正する。そして施行期日を分けるというような形で、溶け込んだ条文を異なる施行日でさらに改正するという場合に用いる方式でございます。

それでは、改正文そして新旧対照表の2つがございまして、見やすいところをごらんいただければと思いますが、改正文、1枚あけていただいて改正文がございまして。さらに新旧対照表は1/20とか、20/22とかがございまして、そのほうが見やすいという方は、そこをごらんいただければと思います。

まず第1条 伊江村職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第21条第2項中「12月に支給する場合においては、100分の75」を「12月に支給する場合においては、100分の85」に改めます。

また別表第1(第4条関係)及び別表第2(第4条関係)を別紙のように改めるものでございます。これは引き続き、記載をされているものです。新旧対照表におきましては、1/22ページというところがございまして。そこになっております。さらに2条については、第1条で改正いたしました0.1月分の引き上げ分を6月と12月に0.05月分ずつ振り分けて、支給割合を均一化するという条例の改正になってございます。

それでは改正文を御説明いたします。第21条第2項中「6月に支給する場合においては、100分の75、12月に支給する場合においては、100分の85」を「6月に支給する場合においては、100分の80、12月に支給する場合においては、100分の80」に改める。というものであります。新旧対照表においては、22/22というページがございまして。そこを参考にござんください。

附則におきまして、第1条で(施行期日等)を規定してございます。この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。とするものでございます。

2条では、第1条の規定による改正後の伊江村職員の給与に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。というものでございます。つまり遡及するというものです。

第3条（給与の内払）改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。これは給与表の改定による遡及適用に伴う、既に支給を受けた給与については、内払とみなす。という規定でございます。

第4条（規則への委任）前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしております。

なお、本条例改正に伴い、給与改定につきましては、事前に職員労働団体に御説明をいたしましての提案でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第2号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第2号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由を説明求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第3号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由について、御説明させていただきます。

提案理由といたしまして、一般職員と同じように、国の人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告に基づき、議案第2号に準じ、本条例の一部を改正する必要があるため、本条例を提案するものでございます。

また、本議案におきましても、従前のとおり2段ロケット方式によりまして、勧告のポイントとしましては、2点目の期末・勤勉手当における民間の支給割合を踏まえた引き上げとなっております。

なお、改正の部分につきましても、担当の総務課長から御説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

はい、御説明いたします。

これにつきましても、ポイントの2点目にございましたが、期末・勤勉手当における民間の支給割合を踏まえた引き上げとなっております。

1 ページ、開けていただきまして、改正文、そして次のページには新旧対照表がございますので、御参考にしていただければと思います。第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。第4条第2項中、「、100分の162.5」を「、100分の172.5」に改めます。

第2条については、第1条で改正した0.1月分の引き上げ分を6月と12月に0.05月分振り分けて、支給割合を均一化するという条例の改正になっております。改正文を御説明します。第4条第2項中「、100分の147.5」を「、100分の152.5」に、「、100分の172.5」を「、100分の167.5」に改める。というものでございます。

新旧対照表も御参考にしていただければ、わかりやすいかと存じます。なお、附則におきましては、第1条で（施行期日等）を規定してございます。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。とするものでございます。

第2条につきましては、第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用するという。遡及の規定でございます。

第3条（給与の内払）改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。というものでございます。

以上で、議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の提案理由並びに改正内容についての、説明とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根清夫議員

前も説明あったかもしれませんが、特別職の職員で常勤と非常勤が、どんなのがあるか、ちょっとそれをお聞きしたいのですが、よろしいですか。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

常勤につきましては、村長、副村長、教育長そういった皆様になりますし、非常勤と申しますのは、例えば教育委員とか、そういった各種委員がございます。そういった常勤されない委員の皆さんがございます。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の

一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻10時39分)

再開します。

(再開時刻10時39分)

日程第9 議案第4号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由を説明求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

それでは議案第4号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由について、御説明させていただきます。

提案理由といたしましては、伊江村職員の給与改定及び特別職の職員で常勤のものの給与改定に準じ、本条例の一部を改正する必要があるために、本条例を提出するものでございます。

本議案におきましても、先ほどから総務課長から説明がありましたように、2段ロケット方式によりまして、勧告のポイント、期末・勤勉手当における民間の支給割合を踏まえた引き上げということでの今回の条例の改正になっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、改正の内容につきましては、担当の総務課長から説明させますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

1ページを開けていただきまして、改正文をもとに御説明をいたします。第1条 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。第5条第2項中「、100分の162.5」を「、100分の172.5」に改める。というものでございます。

第2条については、第1条で改正した0.1月分の引き上げ分を、6月と12月に0.05月分ずつ振り分けて、支給割合を均一化するという条例改正になってございます。改正文では第5条第2項中「、100分の147.5」を「、100分の152.5」に、「、100分の172.5」を「、100分の167.5」に改める。というものでございます。新旧対照表もごらんいただければ、わかりやすいかと存じます。

附則におきましては、第1条で（施行期日等）を規定してございます。これにつきましても、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。とするものでございます。

第2条では、第1条の規定による改正後の伊江村議会の議員の報酬及び旅費に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。というものでございます。

第3条（期末手当の内払）改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。という今回の改定による遡及適用に伴う、既に支給を受けた期末手当給与については、内払とみなす。という規定でございます。

以上で、提案理由と改正内容についての御説明とさせていただきます、議員各位の御質問にお答えいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第4号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第4号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号 平成27年度伊江村一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第5号 平成27年度伊江村一般会計補正予算（第7号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ655万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億7,665万1,000円と定めたいと思います。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと考えます。

なお、詳細については、事項別明細書をもって、各担当課長から説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

それでは事項別明細書をもとに御説明申し上げます。

歳入1ページでございます。歳入1ページ、11款1項1目地方交付税、1節、細節1. 普通交付税の250万円の増額につきましては、国の補正予算の成立によりまして、地方交付税の総額が増加したことによる調整復活分としての増額補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

歳入2ページをお願いいたします。15款2項7目総務費国庫補助金102万8,000円の計上でございますが、1節、細節17. 通知カード等関連事務交付金は、国からの追加内示がございますので、計上いたしております。詳しくは歳出にて御説明いたします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

歳入3ページでございます。19款2項1目1節、細節1. 財政調整基金繰入金につきましては、本補正予算の財源調整のため、1,011万9,000円の減額補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

歳入4ページ、21款3項6目雑入3万3,000円の計上は、県介護広域連合負担金精算に伴いまして、計上いたしてございます。

○ 議長 島袋 義範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間 常喜 君

歳出の説明に移ります。歳出1ページでございます。歳出の説明に入ります前に、各款の共通事項といたしまして、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、先ほど議決いただきました人事院勧告等に伴う給与に関する条例等の一部改正によるものでございます。各課における現職員数で積算した人件費を計上してございます。緊急を要する予算補正や、特に説明を必要とするもの以外は、説明を省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは1款1項1目議会費の説明でございます。27万7,000円の増額補正でございますが、3節につきましましては、人事異動に伴う増、10節交際費の細節1. 議長交際費の5万円の増額につきましましては、戦後70周年記念式典での寄附金等に支出したため、不足が生ずるための増額でございます。11節需用費の細節3. 食糧費につきましましては、所管事務調査費等での雑費として3万円の増額をお願いいたします。

次のページでございます。歳出2ページ、1目一般管理費、5目企画費は給与改定によるものでございます。2目文書広報費、12節役務費の細節2. 広告料3万円の増額は、近々行われますチャリティー公演の広告料として増額をお願いいたします。7目村民レク広場関連費、11節需用費の123万4,000円の増額につきましましては、村民レク広場にございますバッチング施設の修繕に改修する箇所が予想より膨らみまして、増額補正をお願いするものでございます。ちなみに打席マット、防球ネット、そういったものが改修が必要となつてございます。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

歳出3ページをお願いいたします。2款2項1目税務総務費82万9,000円の計上でございます。2節給料、3節職員手当等、細節2. 職員期末手当までは、今回の給与改定によるものでございます。同じく3節職員手当等、細節3. 扶養手当につきましましては、扶養の異動がございまして、増額計上といたしております。細節7. 超勤手当57万7,000円の計上は、産休職員の代替が見つかりませんで、現職員にて業務を分散するため、3名分の超過勤務手当を計上いたしてございます。

歳出4ページをお願いいたします。2款3項1目2節、3節は給与改定に伴う増額でございます。7節賃金24万4,000円の計上と、13節委託料、細節115. 通知カード等関連事務委託料につきましましては、今回国の補正によりまして、通知カード等関連事務交付金、歳入で受け入れました102万8,000円の増額内示に基づき、事務交付金、事務費補助金22万円を賃金に、交付事務事業費78万8,000円を通知カード関連委託料といたしまして、地方公共団体情報システム機構と契約したいと思つています。

歳出5ページ、3款1項4目国民健康保険会計繰出金10万2,000円の計上は、今回の給与改定による人件費等を繰り出し、国保会計の一般管理費に充当したいと思つています。6目介護保険費、19節負担金補助金及び交付金、細節103. 広域連合精算負担金3万5,000円の計上は、保険料負担金の過不足分の計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

福祉課長 金城和廣君。

○ 福祉課長 金城 和 廣 君

歳出6ページをお願いいたします。3款2項1目児童福祉総務費の1,059万7,000円の減額でございますが、当初予算で計上いたしました職員のうち、勤続年数35年以上の職員が4名退職、それに伴い3名を採用、1名の人事異動、1名の育児休業取得による大幅な減額となっております。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

御説明いたします。7ページ、8ページ、9ページ、10ページ、11ページにつきましては、給与改定によるものですので、御説明を割愛いたします。12ページ、7款1項1目商工総務費につきましても、説明を割愛いたします。2目商工振興費につきまして、御説明いたします。当初予算説明時に、民泊同窓会という御説明をいたしました。事業を進める中で、これまで訪れた修学旅行生の個人情報がございます。それぞれの受け入れ団体、観光協会、こころの中でその情報は持ち合わせていなく、広く募集することが困難になっていました。そしてその内容を変更いたしまして、今後の民泊事業の展開につきまして、減少傾向にあることから、両受け入れ業者とも相談をいたしましたところ、今回は関西方面の大手取引旅行社を招聘いたしまして、これまでの伊江村の民泊に対します感謝のつどいと、将来の本村観光について、意見交換を開催したいと考えております。そのための予算を組み替えをお願いいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

歳出13ページにつきましては、給与改定によるものでございます。

14ページをお開きください。14ページは8款4項空港費でございます。1目空港管理費の3節職員手当等の細節7. 超勤手当につきましては、土日、祝祭日の当番をしていただいている管理人の休暇代替を総務課職員が行うための4万8,000円の増額補正でございます。12節役務費の細節5. 自動車損害保険料の2万8,000円につきましては、空港車の保険料継続更新料として不足が見込まれますので、増額をお願いいたします。

次の歳出15ページ、消防費でございます。9款1項1目非常備消防費で47万5,000円の増額補正につきましては、11節需用費、14節使用料及び賃借料のいずれも先日29日に行われました不発弾爆破処理におけるトン土のうの製作及び運搬に係る重機使用料等の消耗品代として、消耗品代あるいは使用料としての計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強 君

歳出16ページ、教育費関係でございます。16ページ、17ページ、18ページ、19ページ、20ページ、21ページにつきましては、給与改定に伴うもので説明を割愛させていただきます。

20ページの1目社会教育総務費の19節負担金補助金及び交付金の各種検定補助金、これ小中学生の英検、数検、漢検による補助金であります。実績見込みによる17万円の補正でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

歳出22ページでございます。12款1項1目23節、101. 償還金35万円の増額につきましては、3月までに償還金に不足が見込まれますので、増額をお願いするものでございます。

以上で、平成27年度伊江村一般会計補正予算（第7号）の提案理由の説明を終わり、議員各位の御質問にお答えいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。

(休憩時刻10時57分)

再開します。

(再開時刻11時07分)

これから質疑を行います。

歳入、款ごとに質疑を許します。

11款地方交付税、1ページ。〔「進行」の声あり〕

次、15款国庫支出金、2ページ。〔「進行」の声あり〕

次、19款繰入金、3ページ。〔「進行」の声あり〕

21款諸収入、4ページ。〔「進行」の声あり〕

歳入一括して質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

進行します。歳出、款ごとに質疑を許します。

1款議会費。〔「進行」の声あり〕

2款総務費、2ページから4ページまで。〔「進行」の声あり〕

3款民生費、5ページ、6ページ。〔「進行」の声あり〕

4款衛生費、7ページ、8ページ。〔「進行」の声あり〕

6款農林水産業費、9ページから11ページ。〔「進行」の声あり〕

7款商工費、12ページ。〔「進行」の声あり〕

8款土木費、13ページ、14ページ。〔「進行」の声あり〕

9款消防費、15ページ。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

15ページ、借上料についてですが、不発弾処理のための借上料ということですが、この財源をしてみると、一般財源なんです。不発弾処理については、国が責任を持ってやることになっていませんでしたか。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

今現在のところ、県の助成金をいただいたり、さまざまな手法があるわけなんですけど、こういった緊急を要したり、突然発見されまして、対応する場合におきましては、市町村、自治体が負担する場合があります。それに関しましては、また特別交付税で充当されたりとか、そういったことでまた国がそういった財源の持ち出しを補填していただくというような仕組みがあると伺っております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

今回の場合はどうなりますか。今後、国が負担するということですか。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

この金額に対しまして、いかほどですね。こういった補助といいますか。この交付税等でかえってくるの

かということにつきましては、しっかりと調整をしていきますが、基本的には国もそういった戦後処理に関しましては、一定の助成をしていただくと伺っておりますので、細かな部分につきましては、さらに突き詰めてといたしますか。国、県に対して意見を伺っていきたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

進行します。10款教育費、16ページから21ページまで。

12款公債費、22ページ。〔「進行」の声あり〕

歳出一括して質疑を許します。6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根清夫議員

歳出12ページ、商工費の伊江村民泊推進事業に関してなんです、今まで向こうに出ていったのを、伊江村で呼んで歓迎しようということなんですか。それをお聞きしたいんですが。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

仲宗根議員の御質疑にお答えいたします。

民泊推進事業として、伊江村に招聘をいたしまして、伊江村で開催をしたいということでございます。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑ありませんか。11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保議員

歳出2ページ、文書広報費の中の広告料、何か近々公演があるということでしたけれども、何の公演でしょうか。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

説明不十分で大変、申しわけございません。ちょっと正式名称を度忘れしたものですから、儀間良和古典音楽保存会等の主催によります、実行委員会が結成されておりますが、2月14日でございます。「悲恋「仲村柄マカト」を偲ぶチャリティー公演に関する広告料としての計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻11時14分)

再開します。

(再開時刻11時15分)

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第5号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第5号 平成27年度伊江村一般会計補正予算(第7号)を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第5号 平成27年度伊江村一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決されました。

続いて、承認第1号のときの名嘉議員に対しての答弁漏れがございます。

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍君

ありがとうございます。承認第1号のほうで答弁漏れをしておりまして、名嘉議員からの個人番号の記載が不必要ということでしたが、平成27年の確定申告につきましては、番号の記載は必要ございません。ただし、平成28年からの申告につきましては、個人番号の記載が必要になります。平成28年申告する時期は、年明けまして平成29年に入りましての申告時からは、個人番号の記載が必要になりますので、よろしくお願いたします。

○ 議長 島袋 義範君

日程第11 議案第6号 平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸君

議案第6号 平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算（第5号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

今回の補正予算（第5号）は、補正増減ゼロとなっておりますが、詳細については、医療保健課長をもって説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 島袋 義範君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里 裕治君

それでは御説明を申し上げます。

3枚目の歳出1ページをお願いします。1款1項1目診療所事務費、補正額123万3,000円、2目透析センター事務費、補正額15万7,000円の計上につきましては、それぞれ今回の給与改正及び実績見込みによる計上でございます。

めぐりまして、3款予備費139万円の減額補正につきましては、歳出1ページへ充当する予算措置でございます。以上で御説明といたします。

○ 議長 島袋 義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳出一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第6号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第6号 平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第6号 平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算（第5号）は、

原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号 平成27年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第7号 平成27年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,592万9,000円と定めたいと思います。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細については、住民課長から説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍君

事項別明細書、歳入1ページをお願いいたします。8款1項1目一般会計繰入金10万2,000円の計上は、職員の今回の給与改定に伴う増額分を繰り入れしております。

ページ開けまして、歳出の1ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費10万2,000円の計上は、2節給料、3節職員手当等、19節負担金補助金及び交付金は、今回の給与改定に伴います給与手当と、市町村総合事務組合等の負担金の増額に伴う計上でございます。

以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入、歳出一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第7号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第7号 平成27年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第7号 平成27年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第8号 平成27年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第8号 平成27年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

第2条の予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をしたいと考えておりま

す。支出、21款 水道事業費用、2億2,214万6,000円に補正予定額をゼロ円として、計2億2,214万6,000円と定めたいと思っております。

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり補正をしたいと思っております。1項1号の職員給与費を、既決予定額1,524万4,000円に、18万9,000円を追加補正し、計1,543万3,000円としたいと考えております。詳細については、公営企業課長をもって説明をさせたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

公営企業課長 西江 正君。

○ 公営企業課長 西江 正君

御説明いたします。2ページになります。一般会計と同様でございます、国、県の勧告に基づくものでございます。収益的収入及び支出になります。21款1項2目配・給水費で技術職員1名分、それから3目の総係費で事務職員1名分、合計29万8,000円の増額補正でございます。4項予備費は1項に充当をいたします。以上でございます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳出21款水道事業費、質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第8号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第8号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第8号 平成27年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第8号 平成27年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第9号 平成27年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第9号 平成27年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

第2条で、予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいと思っております。収益的支出21款 船舶運航事業費用6億8,415万8,000円に、補正予定額はゼロ円、同じく6億8,415万8,000円に定めたいと思っております。

第3条で、予算第5条に定めた経費を次のとおり補正をしたいと思っております。（1）職員給与費を、既決予定額2億1,359万6,000円に、461万1,000円を補正追加し、計2億1,820万7,000円に定めたいと思っております。詳細については、公営企業課長から説明をさせたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

公営企業課長 西江 正君。

○ 公営企業課長 西江 正君

御説明いたします。3ページになります。収益的収入及び支出の支出です。21款1項1目船舶運航費で、海事職、船員ですけれども22名分。3目一般管理費で、企業職、事務職員です4名分を増額計上いたしております。

3項5目賞与等引当金、これは新公会計に伴うものでございまして、当初で計上場所の間違いがございません。正当科目である1項営業費用へ組み替えをするものでございます。4項予備費は、1項及び3項を調整し、不足した分を充当してございます。以上でございます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

収益的収入及び支出、21款船舶運航事業費用。質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第9号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第9号 平成27年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第9号 平成27年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15 意見書第1号 米軍艦船の伊江港入港に関する意見書（案）を議題とします。

本案は、提出者 渡久地政雄議員、賛成者 仲宗根清夫議員、知念一邦議員、内田竹保議員、内間広樹議員から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

意見書第1号 米軍艦船の伊江港入港に関する意見書（案）

米陸軍所属の揚陸艇「LCU2014・2022」2隻が海兵隊及び陸軍の大型野営訓練に伴い1月26日から1月29日までの4日間伊江港に入港した。これまで本村提供地内の演習で使う物資の輸送は、民間船をチャーターしていたが今回初めて米軍艦船が直接伊江港に入港し、機材や隊員の輸送を実施した。入港初日の1月26日には、米兵約80名が県道を米軍演習場向けに、4列で行軍しているのも確認されており、その途中には幼稚園、小学校があり村民、特に教育関係者への影響は大きく到底容認できるものではない。また翌日27日には、午前8時出航のフェリーが、揚陸艇の伊江港入港の遅れが原因で出航及び到着時間が7分間遅れるという大変憂慮すべき事態が発生した。「村民生活の足」であるフェリーの本部港への入港遅れが原因でバスに乗り遅れた方々もおられ、多くの人々に多大な損害をもたらしたことは許しがたい事態を招いたと言わざるを得ない。

今回の米軍による一連の行為は、村民だけでなく村外から来た観光客の不安要因となることが予想される。本村においては、毎年在沖米軍による訓練事故が数件発生しており、その何れの事故も一歩間違えば大惨事となる可能性もあった。

伊江村議会は、これまで在沖米軍による事件・事故に対し厳重に抗議し、原因究明と再発防止を、再三再

四強く要請してきた。今なお村民、特に基地周辺住民は基地から派生する騒音や、事件・事故等で大きな被害を被っている現状において、村民感情を逆なでする今回の一連の行為は到底受け入れられないものであり、強い憤りを感じるものである。

以上の事から、本村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し、今後の艦船入港に反対し抗議するものである。

記 1. 村民及び村民生活に悪影響を及ぼす米軍艦船の伊江港入港を止めること。

2. 村民及び観光客等に不安を与える民間地域内での米兵による行軍等を止めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成28年2月5日、沖縄県国頭郡伊江村議会。あて先、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長、外務省沖縄担当特命全権大使。

以上で皆さんの御審議をよろしく申し上げます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております意見書第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから意見書第1号 米軍艦船の伊江港入港に関する意見書(案)を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書第1号 米軍艦船の伊江港入港に関する意見書(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第16 決議第1号 米軍艦船の伊江港入港に関する抗議決議(案)を議題とします。

本案は、提出者 仲宗根清夫議員、賛成者 渡久地政雄議員、知念一邦議員、内田竹保議員、内間広樹議員から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根清夫議員

決議第1号 米軍艦船の伊江港入港に関する抗議決議(案)

米陸軍所属の揚陸艇「LCU2014・2022」2隻が海兵隊及び陸軍の大型野営訓練に伴い1月26日から1月29日までの4日間伊江港に入港した。これまで本村提供地内の演習で使う物資の輸送は、民間船をチャーターしていたが今回初めて米軍艦船が直接伊江港に入港し、機材や隊員の輸送を実施した。入港初日の1月26日には、米兵約80名が県道を米軍演習場向けに4列で行軍しているのも確認されており、その途中には幼稚園、小学校があり村民特に教育関係者への影響は大きく到底容認できるものではない。また翌日27日には、午前8時出航のフェリーが、揚陸艇の伊江港入港の遅れが原因で出航及び到着時間が7分間遅れるという大変憂慮すべき事態が発生した。「村民生活の足」であるフェリーの本部港への入港遅れが原因でバスに乗り遅れた方々もおられ、多くの人々に多大な損害をもたらしたことは許しがたい事態を招いたと言わざるを得ない。

今回の米軍による一連の行為は、村民だけでなく村外から来た観光客の不安要因となることが予想される。本村においては、毎年在沖米軍による訓練事故が数件発生しており、その何れの事故も一歩間違えば大惨事となる可能性もあった。

伊江村議会は、これまで在沖米軍による事件・事故に対し厳重に抗議し、原因究明と再発防止を、再三再四強く要請してきた。今なお村民、特に基地周辺住民は基地から派生する騒音や、事件・事故等で大きな被害を被っている現状において、村民感情を逆なでする今回の一連の行為は到底受け入れられないものであり、強い憤りを感じるものである。

以上の事から、本村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し、今後の艦船入港に反対し抗議するものである。

記 1. 村民及び村民生活に悪影響を及ぼす米軍艦船の伊江港入港を止めること。

2. 村民及び観光客等に不安を与える民間地域内での米兵による行軍等を止めること。

以上、決議する。平成28年2月5日、沖縄県国頭郡伊江村議会。

あて先、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米軍総領事、海兵隊太平洋基地在沖米海兵隊基地政務外交部（G-7）。以上です。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております決議第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって決議第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから決議第1号 米軍艦船の伊江港入港に関する抗議決議（案）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって決議第1号 米軍艦船の伊江港入港に関する抗議決議（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第17 閉会中の議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

閉会中の議員派遣について、別紙のとおり派遣することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定いたしました。

次にお諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取り扱いについては議長に一任することに決定いたしました。

次にお諮りします。本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第1回伊江村議会臨時会を閉会いたします。御苦労さんでした。

(閉会時刻11時43分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 島 袋 義 範

署名議員（2番） 島 袋 勉

署名議員（3番） 山 城 善 彦